

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款

改正ワーキンググループ（仮称）の設置等について

1. 設置趣旨

平成32年4月1日から改正民法が施行されることなど、建設業をとりまく情勢が変化していることを踏まえ、今般、中央建設業審議会が勧告している標準請負契約約款についても、その内容について検討を行う必要がある。約款の改正の具体的な内容については、実務の状況を踏まえながら有識者や実務関係者を交え議論する必要があるため、新たに中央建設業審議会の下に建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ（仮称）を設置する。

2. 検討事項

以下の事項を中心に審議し、成果をとりまとめる。

- ・ 改正民法の内容を踏まえた約款の見直しの検討
- ・ 建設産業の請負契約の現状を踏まえた約款改正事項の検討

3. 検討メンバー

学識経験者、発注者及び受注者の代表者に参画していただく。

4. 検討スケジュール

計5回程度開催し、平成31年内を目途にとりまとめを行う。